



# 「児童ポルノ」問題から 子どもたちを守るために ネット環境の変化とともに拡大する新たな闇



子どもたちへの性的虐待・搾取ともいえる「児童ポルノ」問題が、その深刻さを増しています。児童ポルノ事件の摘発数が増加する中、近年クローズアップされているのは、インターネットの急速な発達と普及による問題です。現行法では想定していなかった被害も生まれており、児童ポルノ根絶へ向けた新たな取り組みが求められています。今回は、この問題にかかわりの深い方々にお集まりいただき、お話をうかがいました。

## 座談会出席者（敬称略・五十音順）

大久保 貴世

財団法人インターネット協会 主幹研究員

藤原 志帆子

NPO 法人ポラリスプロジェクト ジャパン 事務局長

宮本 潤子

ECPAT / ストップ子ども買春の会 共同代表

**児童ポルノとは……**「児童ポルノ」は、現実の若しくは擬似のあらゆる性的な行為を行う児童（18歳未満のすべての者）のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体的な部位のあらゆる表現のこと（「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」より抜粋）。児童ポルノは、G8 司法・内務大臣会議で深刻な問題として議論されており、インターネットその他の発展しつつある技術による児童ポルノの入手が更に容易になっています。これを根絶するため、先進諸国では単純所持や購入・入手の禁止、インターネット関連業者への取り組みの義務化など厳しい規制が行われています。

## 児童ポルノの流通を防止するために

——最初に、みなさんが児童ポルノ問題にかかわることになったきっかけ、またこの問題にどのように取り組んでこられたかについてお話しください。

**大久保** インターネット協会は、インターネットの発展を推進していくため、さまざまな活動を行っています。ネット上での児童ポルノに関する違法・有害情報対策の取り組みも、そのひとつです。8年ほど前になりますが、欧米諸国のホットライン機関を視察したことがありました。その頃から、海外では活発に児童ポルノの問題に取り組んでいましたが、日本ではほとんど行われていませんでした。では、日本では問題がなかったのかといえ、とんでもありません。検索すると、違法・有害な画像を容易に見ることができてしまいました。海外の人たちからは、日本のサーバーには、なぜこれほど児童ポルノが放置されているのかと怒られたこともありました。一方、インターネット協会は相談業務も行っているのですが、例えば「私の中学時代の裸の写真が、10年以上たった今もネットに出回っています。どうしたらいいでしょうか」といった相談も寄せられるようになりました。写真を見ると、違法情報（児童ポルノの公然陳列）と判断できるのに、削除されずに放置されたままになっていました。ネット上にこのような児童ポルノをはじめ膨大な違法情報があることから、6年前、インターネット協会は警察庁の委託を受けて、「インターネット・ホットラインセンター」の運営をスタートしました。通報された情報を分析し違法情報・有害情報と判断した場合は、警察庁に通報するとともに、プロバイダーやサイトの管理者等に送信防止措置などの対応を依頼します。児童ポルノ関連の削除率は他の違法情報よりも高く9割程に達するものの、それでも残り1割は削除されていません。ネットから削除されない違法情報を見られないようするにはどうしたらよいか検討を重ね、ようやく今年（2011年）の4月から、ブロッキングという新たな仕組みが開始されました。ブロッキングについては、また後ほどお話しします。

**宮本** いちばんのきっかけは、1990年にタイ・チェンマイにおいて世界15カ国、NGO、国連、国際機関などが参加した「観光と児童買春」に関する国際会議でした。ここで、現代の奴隷制ともいえる国境を越えた子どもたちへの性的な虐待・搾取として、買春や児童ポルノの深刻な状況が報告されました。このチェンマイ会議決議を受けて、96年まで「アジア観光における子ども買春根絶国際キャンペーン（ECPAT）」がアジアと欧米を中心

に展開され、この活動を担う日本の団体として、92年にECPAT／ストップ子ども買春の会が発足しました。ECPAT 開始当初から、私はこの活動に参加してきました。その後、国際ECPAT（本部事務局はタイ・バンコク）は、97年からあらゆる形態の子どもの商業的性搾取を根絶するための国際NGOとなり、2004年から国連経済社会理事会において特別の協議資格を持つNGOとなっています。日本において、私たちがまずやらなければいけなかったことは、子どもの人権の視点に立って性搾取を禁止し、処罰する法律を成立させることでした。多くのNGOや市民団体とともに法律制定に向けて活動を続け、99年「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下、児童買春・児童ポルノ禁止法）」が成立しました。その後2004年、最初の法改正がありました。子どもの被害防止の観点からはまだまだ抜け落ちている部分があります。そういう状況の中、私たちは政府や各省庁へのロビー活動をはじめ、児童ポルノに関する実態調査や講演会、学習会、書籍や資料の翻訳・出版、若い人たちへの働きかけなど、さまざまな活動を行ってきました。NGOという立場で、行政、政府、さらには業界等の民間セクターなど、多様な分野の方々との連携によって活動を進めていく、そうしたスタンスが私たちECPATとしての特徴だと思っています。

**藤原** 私は、2003年からNPO法人ボラリスプロジェクト（設立は2004年）の日本法人の事務局長をしています。もともとは世界的に行われている人身売買の被害者をなくすために活動する団体として、2002年に米国で設立されました。私たちは、日本における性的な搾取や労働力搾取を目的とした人身取引問題に対して、現場で被害者の声を聞いたり、相談を受けるなどの活動や、この問題をよく知らない人たちへの啓発・提言活動を通して、問題をなくしていく取り組みを進めています。児童ポルノは、私たちにとっては比較的新しい問題です。以前から買春などの性的搾取に巻き込まれた子どもたちからの相談は数多くありましたが、4、5年ほど前から「裸の写真を撮られてしまった」といった児童ポルノに関連する相談が出始めました。ここ1、2年でその数は少しずつ増えています。寄せられた画像を見ると、小中高校生が多く被害に遭っていることが見てとれます。買春と違って、児童ポルノの場合はいくらでも複製できますし、インターネットで広がれば完全に回収することも難しい状況です。被害者の心のケアをする上でも、被害の大きさをつかみきれないというのは本当にもどかしいです。現在、さまざまな機関や団体の働きかけでブロックといった取り組みも動き出しましたが、この問題をなくすには社会全体の意識の変化が必要ではないかと考えています。その意味で、私たちの活動が少しでも役に立てばいいなと思っています。

## 国際的にも非難された日本の対策の遅れ

——かつて日本は、国境を越えて起きている子どもの買春や児童ポルノ問題に何の対策もしていない国として国際社会から名指しで非難されましたが、その後、どのように変わってきているのでしょうか。

**宮本** 「日本はいったい何をやっているんだ！」と非難されたのは、1996年にスウェーデン・ストックホルムで開催された「第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」です。90年頃大きな問題だったのは、日本を含め先進諸国の人々がアジアで子どもたちを買うことでした。その後96年頃は、インターネットでの児童ポルノ問題もありましたが、それは欧米諸国が中心で、当時、日本では印刷物やビデオによる性虐待画像の問題が中心でした。ポルノの被写体として被害に遭っていたのも多くはアジアの子どもたちです。日本でネットが問題になり始めるのは90年代末頃からだったと思います。

**大久保** 1995年頃からインターネットが普及し始めますが、その頃はまだダイヤルアップ接続で、写真や画像はファイルサイズが大きいの、従量制課金ではお金もかかることから、ネット上にあまり児童ポルノは存在しませんでした。問題になり始めたのは、今から10年ほど前、高速・常時接続・定額制料金のブロードバンドが普及し始めてからです。写真や画像がたくさん掲載されているページでも、見るのに時間を要しないし、さらに動画も見るできるようになりました。動画の場合で悩ましいのは、ネット上に掲載されているのは、動画から切り出した少女の顔写真や着衣でのポーズ写真なのに、ダウンロードした動画の本体には違法情報が含まれるケースもあるということです。ネットに掲載されている写真自体は違法情報ではないし、ネットを見る方も単純所持は禁止されていないので動画をダウンロードしてしまう。これが悩ましい問題です。そして、もっと悩ましいのは、いくつかのサイトに同じ情報を置いているので、1つを削除依頼してもまだ他にも情報が残っているということです。もし全て削除したとしても、他のサイトに引っ越しもできてしまうことです。キーワード

で検索をかければ数々のサイトで見られてしまうし、児童ポルノの流通を防止しようと手を尽くしても、なかなか進まないのが現状なのです。

**宮本** 2004年の法改正で、ようやくインターネットも視野に入れたものになりましたが、その時まで既に被害の現状と対策の間にはギャップがありました。また近年は法整備の遅れ等により、さらに性搾取がエスカレートし状況が悪化していると思います。

**藤原** これはどう見ても児童ポルノだろうと思うものが、実際にはそうならないというケースもありますね。欧米では絶対にだめだろうというものが、日本では平気で流通しています。

**大久保** 取り締まる側からすると、確実に児童ポルノといえるかどうかが重要で、はっきりしないものは取り締まれないという状況は、確かにあると思います。例えば、カナダなどでは、児童かどうかというより、児童に見えるかどうかという広い定義で取り締まりが行われています。日本では15、16歳に見えても、実際に20歳であれば、それは取り締まれない。

**宮本** 1999年にできた「児童買春・児童ポルノ禁止法」は、子どもの尊厳・人権を侵す性的な搾取・虐待を禁止して、子どもたちを守るためにつくられた、日本においては画期的な法律なのですが、法案が具体化するプロセスで、子どもの人権擁護とは別のいろいろな考え方や明治時代からの刑法、また売春防止法など現行法の考え方に引っ張られた部分もあります。その結果、虐待行為の中でいちばん悪いものしか摘発できないものになってしまった。子どもの人権を第一に守るということが実現していないのですから、被害が見落とされる結果になって当然です。徹底して被害児童の側に立って法律が整備され、執行されれば、もっと子どもたちを守るはずですが、もっと加害者が摘発され、子どもの被害が減るはずですが、そうなっていません。どういう方法、法制度や行政システムで子どもたちを守るかは、国によって違いがありますが、欧米の先進的な国々は結果として子どもたちを守る手立てを次々と講じてきています。日本は議論こそされるものの、結果として子どもたちを守れない状態で放置している。法律の整備や見直しは、いろいろな意味で非常に重要だと思います。

## インターネットの普及と児童ポルノ問題の深刻化

——インターネットを通して児童ポルノがこれまでになく拡大し、深刻化しつつある現状がうかがえます。これまでにない新たな問題も生まれているのでしょうか。

**藤原** インターネットには国境がありません。児童ポルノがさまざまなかたちでネット上に流通している現状を目にしたとき、自分の行動を正当化したり、自分のやっていることを広めようとする人たちの存在が、世界中の潜在的な加害者に対してどれほど大きな影響を与えているのか、とても気になります。

**宮本** とにかくインターネットは、これまで人類が出合ったことがない、ものすごい技術です。しかも短期間のうちに急速に発展しました。非常にパワフルな技術であるがゆえに、それが悪用されたときにどれくらい甚大な被害をもたらすか。児童ポルノ問題はその一例といえるかもしれません。さらに、国際会議などでも報告されていますが、怖いのはエスカレーションです。例えば、最初は単純なヌード写真で満足していたものが、見続けているうちに物足りなくなり、さらに過激なもの、残虐なものを求めるようになる、そして年齢がより低年齢化するというようなエスカレーションが明らかになっています。

**藤原** 依存性も指摘されていますね。

**宮本** ネット依存も、今、大きな問題になっています。

**大久保** インターネットを介して子どもたちが巻き込まれるケースとして多いのは、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）です。人と人とのコミュニケーションを楽しくする手段として急速に広がっていますが、残念なことに悪用される事例が数多く出ています。メールのやり取りを続けていくうちに、つつい心を許して下着姿や裸の写真などを送ってしまい、それが知らないうちに掲示板や画像投稿サイトに載ってしまうというものです。気がついたときにはどんどん広がってしまい、写真を取り戻すことも難しくなってしまいます。先ほど出たエスカレーションもかかわっていて、掲示板に載っているそうした写真を見て、これくらいは普通なんだと相手に思わせたり、自ら写真をアップする人もいます。普通ではあり得ないことも、ネットの世界では起きています。

**藤原** ネットの世界だけでまかり通る変なルールに巻き込まれてしまい、自分の裸の写真が売れることを知って、ど



んどん写真を送ってしまい、後で後悔するというようなこともあります。

**大久保** 「インターネットさえなければ、こんなひどい目に遭わずに済んだのに」と泣きながら相談してくる人もいます。何が何だか分からないうちに親しい人や親せきなど信頼していた人らに写真を撮られてしまったケースも多く、被害に遭った子どもたちにとっては本当につらいことだと思います。

**宮本** 学校で友達を驚かしてやろうとか、仲間同士のちょっとした競争意識とか、ささいな気持ちから自分で写真を送ってしまったというケースは、海外でも報告されています。ただ、その後の対処の仕方が、日本とは大きく違います。法律が整い、予防教育が推進されているところでは対処が早いのです。社会がすぐに手を打って、さらに大きな被害につながらないようになっています。それが日本ではできないために、大量に流れたり悪用されたりしてしまうのです。

**藤原** 相談を受けていて感じるのは、被害に遭った子どもたちの傷の大きさです。もちろん乗り越えられる子もいますが、受けた傷をずっと引きずってしまう子も多く、「一生恋愛はできない」という子もいれば、中にはその傷がもととなって性風俗産業で働き始めたという人もいます。自暴自棄になって。

**大久保** 傷を受けたことで、自分の人生を諦めてしまうこともあるのかもしれないね。

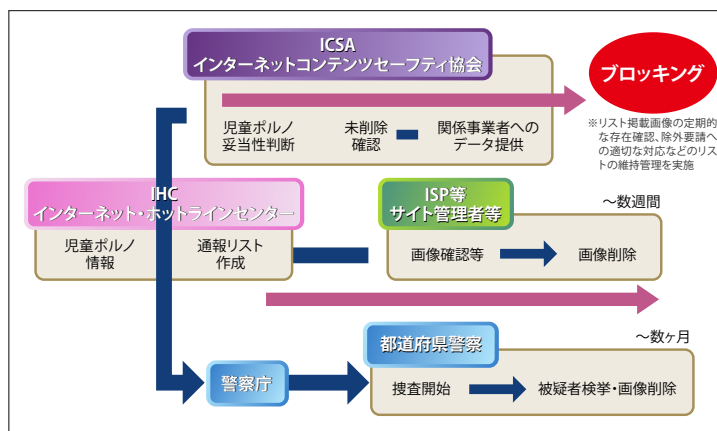
**宮本** しかし、考えてみればインターネットは人間がつくり出したもので、最終的にはどこかで人間がコントロールしているわけです。ですから、子どもの一生を台無しにしてしまうような被害や、未来を担う子どもたちの力を奪ってしまうようなことに関しては、やはり社会がインターネットそのものを適正な方向へ導いて、被害をなくしていかなければなりません。インターネットは、私たちの手に負えないものではなく、「インターネットだから仕方がない」ということはあり得ません。それを放置しているのは、私たち自身であることを自覚する必要があると思います。子どもたちへの虐待が続いていることを何とも思わないことが問題で、その状態は私たちの手で変えられるということ、多くの人たちに理解してほしいですね。

**藤原** 変えていくためにはどうすればいいのでしょうか。やはり、法律の整備でしょうか。

**宮本** それも重要ですね。内閣府が実施した調査を見ると、さまざまな形態の児童ポルノの流通に関して、7、8割以上の国民がこれはよくない、おかしい、しっかり対処してほしいという考えを持っていることが分かります。多くの人たちが子どもたちを守りたいと思っているし、そのために必要なことはやっていくべきだと考えているわけです。それなのに、どうして国会やメディアで被害児童の視点からもっととりあげられないのか、そこが大きな課題ではないかと思っています。

## 支援によって子どもたちの心を育てることも必要

——さて、その一方では2011年4月から、インターネット上の児童ポルノ流通を防止する新たな取り組みとして、ブロッキングが開始されました。民間による自主的な取り組みとして大いに期待されていますね。



ブロッキング実施イメージ図

**大久保** 児童ポルノ流通防止対策の切り札として、2年に及ぶ検討を重ねてブロッキングがスタートしました。これはインターネットの利用者が違法な児童ポルノ画像が掲載されたサイトへアクセスしようとしたとき、インターネット接続業者（ISP）等が接続を強制的に遮断し、閲覧を阻止するというものです。ブロッキング対象情報のアドレスリストは、インターネットコンテンツセーフティ協会がインターネット・ホットラインセンターからの情報を受けて作成・提供しています。現在、30を超えるISP等

がブロッキングを実施し、90%以上カバーしています。ただ、現在のところ、違法性が確実でない情報はブロッキングできない状態で、グレーの情報はそのままです。児童の人権侵害と思われる情報は削除してよいという総務大臣などからの「お墨付き」があればいいのですが。また、ブロッキング対象のアドレスリストも、まだ数が少ないのが実情です。動き出したばかりで、これからの課題も多いのですが、海外からは「ようやく日本

も動き出したね」とおほめの言葉をいただいています。

**宮本** 海外ではブロッキングはもはや当たり前ですからね。

**大久保** 先進諸国では単純所持そのものが禁止されています。インターネット利用者が見るつもりもないのに見てしまい、パソコンにキャッシュが残ってしまうと、それも所持と見なされるのです。プロバイダーはそれを恐れる利用者のためにブロックしている、いわば“親切な取り組み”ということで、利用者には何の抵抗もないわけです。そのあたりが、日本と大きく違う点です。


**宮本** 今、私がいちばん重要だと感じているのは、子どもたちに児童ポルノに関する正しい情報をしっかり伝えること、そして子どもたち自身が力を得られるよう支えることだと思っています。実は山形県で、性教育に関して非常に興味深い取り組みが行われています。「生きるための心の教育」として、県のエイズ対策担当だった保健師さんが10年以上前から小中高校を対象に行ってきたものです。性教育を、子どもたちが人間としてしっかり成長するための大切な教育と位置付けて、発達段階に応じて系統的・継続的に、指導内容をシステム化しています。この教育では、まず子どもたちが自分自身を大切に思うことからスタートします。そして学校だけでなく家庭や地域と一体となって、知識・意識・行動改善の底上げをめざしてきたといいます。その結果、県内の十代後半の人工妊娠中絶率は約3分の1に、性器クラミジア感染症も約6分の1に減少するなど、素晴らしい成果を挙げています。児童ポルノ問題にも同様の取り組みが必要ではないかと考えています。子どもたちが自分で自分の身を守るための知識や技術、自分が大切だと思える意識を身につけ、誘惑があっても危険に近づかない決断ができる、そんな教育を家庭や地域、市民団体などと一緒にやっていくことが、新たな被害を生みださないためにも必要なのではないかと実感しています。

**藤原** そうですね。意識の高い一部の人のみだけでなく、家庭や学校、地域なども巻き込んで、子どもたちを支え、子ども自身が強くなるように導くことは、子どもたちの被害を防ぐためにとっても効果的だと思います。

**大久保** インターネットに関しては、子どもたちに本来ネットの世界は楽しいものなんだということを、家庭や学校などで伝えてほしいと思います。ネット上の変な世界ばかり見ていると、本当に嫌になってしまいますが、逆に楽しいもので埋め尽くしてしまえば、変なものへの興味もなくなってくると思います。ネットの世界が与えてくれる楽しさや素晴らしさを子どもたちに伝えていく、そういう活動にも私たちは取り組んでいかなければいけないと考えています。

——法整備やブロッキングなどの対策で、児童ポルノの流通そのものを防止すると同時に、被害に遭わないように子どもたちを見守りながら、子どもたちにも自分を大切にしながら成長してもらい、そのための機会を与えていくことが必要というわけですね。本日は、興味深いお話をありがとうございました。(本文敬称略)

## プロフィール



**大久保 貴世**  
(おおくぼ たかよ)

財団法人  
インターネット協会  
主幹研究員

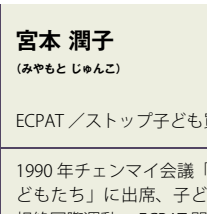
1995年より現職。インターネットのルール&マナー、フィルタリング普及啓発、違法有害情報対策、トラブル相談、アドバイザーの育成などを担当。文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究」警察庁「総合セキュリティ対策会議サイバーボランティア育成分科会」等委員を経験。ビデオ教材監修、NHK教育テレビ出演など多数。



**藤原 志帆子**  
(ふじわら しほこ)

NPO 法人  
ポラリスプロジェクト  
ジャパン  
事務局長

米国 NPO ポラリスプロジェクトでの勤務を経て、2004年に同団体日本事務所を設立。強制売春やポルノ等、性的搾取を目的とした人身取引をなくすために、多言語の相談電話による被害の発見と救済事業を開始した。人身取引被害を受ける子どもや女性への現場での支援の傍ら、児童施設や学校教員向けの研修講師としても活動している。



**宮本 潤子**  
(みやもと じゅんこ)

ECPAT / ストップ子ども買春の会 共同代表

1990年チェンマイ会議「現代奴隷制の中の子どもたち」に出席、子どもの商業的性的搾取根絶国際運動＝ECPAT 開始決議に参加。92年「ストップ子ども買春の会」を有志と発足させる。96年第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議にて、日本の子どもポルノ状況を報告。2001年横浜での第2回世界会議において、NGO代表として5年間の日本の動きと課題を報告、08年第3回世界会議分科会で日本の法整備の現状を報告。

※ご希望により、今回、宮本さんの写真は掲載していません。

**取材を終えて** 児童ポルノの摘発件数は年々増え続け、2010年は1342件に達し、被害に遭った子どもの数も過去最多だった。児童ポルノ問題がどのように進行し、どんな状況にあるのか、その実態は、一般にはなかなか理解されていないのが実情だ。しかし、座談会にご出席いただいた方々のお話をうかがい、この問題がいかに深刻であるか、あらためて認識させられた。児童ポルノを根絶するためにも、今、何が起きているのかを理解し、どうやって子どもたちを守っていけばよいか、みんなでしっかりと考えることが必要だ。